

## 「学生アルバイト」などに係る茨城労働局管内での相談事例

茨城労働局雇用環境・均等室

### 事例1 【労働条件】

塾講師のアルバイトとして勤務。労働条件通知書は渡されたものの、時給が記載されるべき欄が空白になっている。

◆対応◆ 労働基準法では、労働契約を結ぶに当たって、労働条件を明示することを事業主に義務付けていることを説明。若者相談コーナーより事業主に連絡を取り、空欄部分の確認や相談者あて時給を記載した労働条件通知書を改めて交付するよう助言した。

### 事例2 【賃金】

アルバイトとして勤務しているが、給与を支払ってもらえない。

◆対応◆ まずは自身で会社に給与の支払いを請求すること。請求する際は書面で支払期日を指定し、期日までに支払いがない場合は再度相談するよう説明。再度の相談の際には、労働基準監督署にて対応できる旨説明した。その後、相談者から連絡があり、給与が支払われたとの連絡があった。

### 事例3 【労働条件】

家庭教師として勤務しているが、就業規則には授業のキャンセルをした場合は、指導の振替と無料指導の義務付けの記載があった。

◆対応◆ 無料指導については賃金不払になることについて説明し、労働基準法の水準を満たしていない就業規則はその部分について無効となる旨説明。無料指導を強要された場合は、再度相談するよう説明した。

### 事例4 【勤務シフト】 第三者からの情報提供

息子がアルバイトとして勤務。授業等の都合で休む場合、「代わりの者を探さないと休ませない。」と言われている。

◆対応◆ 労働者の責務は労務の提供であり、代わりの者を探して人員を配置することは会社の行うべきことである旨説明。また、具体的なアドバイスについては、詳細を把握する必要があることから、本人より直接相談するよう説明した。

### 事例5 【退職】

アルバイトとして勤務しているが、募集内容と異なったため、退職を決意したものの、自分からは言い出すことが出来ずに、母親から退職する旨伝え、店長から了解を得た。しかし、その後、店長から何度か電話連絡があったため、退職はできるのか、給与はもらえるのか心配である。若者相談コーナーから連絡してもらいたい。

◆対応◆ 民法及び裁判例を示し、契約の解除はいつでも可能である旨説明。若者相談コーナーから社長に連絡を取り、退職に関すること、賃金の支払いについて助言を行った。その結果、退職することについて了解したこと、賃金は間違いなく支払う旨を確認した。